

議案第 103 号

石岡市税条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市税条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

軽自動車税における身体障害者に対する種別割の減免において，対象車両の拡大を図るため。

石岡市税条例の一部を改正する条例

石岡市税条例（平成17年石岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。